

令和2年5月20日

各地区連合自治会長 様
各自治会長 様

沼津市長 頼重 秀一
沼津市自治会連合会
会長 榊原 昭雄

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した自治会活動について（お願い）

日頃より、各地区の自治会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、去る5月14日に静岡県を含む39県の緊急事態宣言が解除されました。

これを受けて、4月20日付け文書で行った自治会活動の一時中止についてのお願いは、5月末日をもって解除いたします。自治会関係者の皆様のこれまでのご協力にあらためて感謝申し上げます。

一方、感染症への警戒を続けていかなければならない状況に変わりはなく、今後の自治会活動においても、様々な場面で感染拡大防止に努めることが必要とされます。

つきましては、下記を参考に、引き続き感染拡大防止に配慮した自治会活動を推進いただきますようお願いいたします。

記

1 集会や行事（イベント、清掃活動）など各種活動の実施について

- (1) 「三つの密」の回避、手洗い、マスクの着用をはじめとして国が呼び掛ける「新しい生活様式」を各種の活動にも取り入れながら、静岡県が示す留意点(下記3(2))等を参考に感染防止策を講じる。
- (2) 感染への不安を感じている方がいることを考慮し、会員一律の参加を求めない。

2 広報紙・回覧文書について

- (1) 市から依頼する回覧文書については情報伝達手段としての必要性和感染症対策とのバランスに配慮しながら削減に努めているが、「三つの密」を避けての仕分け、配布作業をしていただく。

3 添付書類

- (1) 「新しい生活様式」の実践例
- (2) 催物（イベント等）の開催における留意点（令和2年5月15日静岡県公表資料）

〒410-8601 沼津市御幸町16-1
沼津市地域自治課 地域振興係
TEL 055-934-4716 FAX 055-934-2582

国は、感染者が限定的となった地域では再度の感染拡大を予防するため、私たち一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を取り入れるよう呼びかけています。

「新しい生活様式」の実践例

1 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：1 身体的距離の確保 2 マスクの着用 3 手洗い

- ◆ 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ◆ 遊びにいかなら屋内より屋外を選ぶ。
 - ◆ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ◆ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
 - ◆ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ◆ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ◆ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ◆ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ◆ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ◆ 地域の感染状況に注意する。

2 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ◆ まめに手洗い、手指消毒 ◆ 咳エチケットの徹底 ◆ こまめに換気 ◆ 身体的距離の確保
- ◆ 「3密」の回避（密集 密接 密閉）
- ◆ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養。

3 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ◆ 通販も利用
- ◆ 1人または少人数ですいた時間に
- ◆ 電子決済の利用
- ◆ 計画を立てて素早く済ます
- ◆ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ◆ レジに並ぶときは前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ◆ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ◆ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ◆ ジョギングは少人数で
- ◆ すれ違うときは距離をとるマナー
- ◆ 予約制を利用してゆったりと
- ◆ 狭い部屋での長居は無用
- ◆ 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- ◆ 会話は控えめに
- ◆ 混んでいる時間帯は避けて
- ◆ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ◆ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ◆ 屋外空間で気持ちよく
- ◆ 大皿は避けて、料理は個々に
- ◆ 対面ではなく、横並びで座ろう
- ◆ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ◆ お酌 グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ◆ 多人数での会食は避けて
- ◆ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

4 働き方の新しいスタイル

- ◆ テレワークやローテーション勤務 ◆ 時差通勤でゆったりと ◆ オフィスは広々と ◆ 会議はオンライン
- ◆ 名刺交換はオンライン ◆ 対面での打合せは換気とマスク

催物（イベント等）の開催における留意点

- 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期など慎重な対応が必要
- イベント開催の可否を判断するに当たっての、当面の目安
 - ・屋内 100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - ・屋外 200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できること
- 適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施した上で、開催すること
- イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけること
- ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること
- イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること

【出典】緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日
 付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）